

各種届出の案内

- 変更等が生じた場合は、水道法施行規則に定められた届出期間内に必ず届出を行って下さい。
- 届出を怠った場合は、「指定の取消し」要件に該当しますので注意して下さい。

1. 指定事項の内容に変更があった場合（水道法施行規則第34条）

届出……指定事項の内容に変更が生じた日から**30日以内**

届出様式 ◆指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）		
	変更内容	添付書類
法人・個人	氏名・名称・住所の変更	【法人事業者】 ①登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの) ②定款又は寄付行為の写し ※余白に原本証明・日付・代表者氏名・印 ③指定給水装置工事事業者証 【個人事業者】 ①住民票(発行日から3ヶ月以内のもの。) ②指定給水装置工事事業者証
	代表者の氏名の変更	①登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの) ②定款又は寄付行為の写し ※余白に原本証明・日付・代表者氏名・印 ③誓約書 ④指定給水装置工事事業者証
法人のみ	役員の名の変更	①登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの) ②定款又は寄付行為の写し ※余白に原本証明・日付・代表者氏名・印 ③誓約書
法人・個人	事業所の名称・所在地の変更	◇ 登記簿謄本や住民票に記載されていない事項が変更となる場合は、添付書類は不要です。
	給水装置工事主任技術者氏名の変更	◇ 主任技術者免状の写し ※選任している主任技術者が改名した場合(結婚や養子縁組等)は届け出て下さい。

注(1)氏名・名称の変更について

① 法人、個人を問わず事業者の商号の変更及び継承「個人から個人への相続」「個人から法人への変更」「法人から個人への変更」「法人から法人への営業譲渡」「合併に伴う新会社の設立」は指定事項での変更は出来ません。

このような場合は、個人(法人)の「廃止の届出」をした後、法人(個人)の「新規指定」の申請手続きを行って下さい。

② 法人格の変更(有限から株式への変更)は同一法人とみなし「名称の変更」の届出を行って下さい。

(2)事業所の所在地を変更した場合は、変更先の事業所の位置図・写真(外観・室内)を添付して下さい

2. 主任技術者に異動があった場合（水道法施行規則第21条）

届出……選任・解任の異動があった日から**14日以内**

届出様式 ◆給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
添付書類 ◇選任のときは、主任技術者免状の写し ※事業所ごとに主任技術者を欠いた状態は「指定の取り消し」要件に該当しますので注意。

3. 事業の廃止・休止・再開の場合（水道法施行規則第35条）

届出……事業の廃止・休止の日から**30日以内**、また事業を再開した日から**10日以内**

届出様式 ◆指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
添付書類 ◇ 廃止又は休止の場合は、指定給水装置工事事業者証を返納